

行政組織の新設改廃状況報告書

令和 6 年 1 月 26 日から

同年 9 月 30 日まで

令和 6 年 10 月

第 214 回国会（臨時会）提出

行政組織の新設改廃状況報告

内閣府設置法（平成11年法律第89号）第67条第1項及び国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第1項の規定に基づき、令和6年1月26日から同年9月30日までの間における主要な行政組織についての新設、改正及び廃止の状況を次のとおり報告する。

I 内閣府設置法に基づくもの

1 内閣府本府

- (1) 内閣府の所掌事務の的確な遂行を図るため、政策統括官の職務のうち、内閣総理大臣を長とし、内閣府設置法第4条第1項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策（化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器（我が国が遺棄締約国として遺棄化学兵器を特に緊急に廃棄する必要があると認められる領域締約国の領域内に存在するものに限る。以下同じ。）の廃棄に係るものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を大臣官房に移行した。また、政策統括官の職務の特例として行われる化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄に関する事務を大臣官房の所掌事務の特例に移行した。

また、政策統括官の職務に、孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第1条に規定するものをいう。）の推進を図るための基本的な政策に関する事務等を追加するとともに、政策統括官の職務から、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織及び運営一般に関する事務を大臣官房に移行した。

（令和6年4月1日）

（内閣府本府組織令の一部を改正する政令（令和6年政令第82号））

- (2) 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）の一部の施行に伴い、政策統括官の職務に、同法に基づく重要経済安保情報の保護及び活用のための基本的な政策に関する事務等を追加した。

（令和6年5月17日）

（内閣府本府組織令の一部を改正する政令（令和6年政令第185号））

2 金融庁

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年法律第79号）の一部の施行に伴い、総合政策局の所掌事務に、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号）第82条第1項に規定する基本方針の策定及び推進に関する事務等を追加した。

（令和6年2月1日）

（金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 6 年政令第22号））

3 こども家庭庁

- (1) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第66号）の施行に伴い、成育局の所掌事務に、里親支援センター及びその職員を養成する施設の施設及び設備の整備に関する事務を追加した。

また、支援局の所掌事務に、里親支援センター及びその職員を養成する施設に関する事務（成育局の所掌に属するものを除く。）を追加した。

（令和 6 年 4 月 1 日）

（児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 6 年政令第161号））

- (2) 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第68号）の施行に伴い、長官官房の所掌事務のうち、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第 8 条第 1 項に規定する大綱の策定及び推進に関する事務を、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第 9 条第 1 項に規定する大綱の策定及び推進に関する事務に改めた。

（令和 6 年 9 月 25 日）

（子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 6 年政令第291号））

II 国家行政組織法に基づくもの

1 総務省

- (1) 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和5年法律第87号）の施行に伴い、情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務のうち、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する事務を削除するとともに、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する事務を追加した。また、同審議会の所掌事務の特例として行われる国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第11条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する事務を削除した。

（令和6年4月1日）

（国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和6年政令第26号））

- (2) 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（令和6年法律第6号）の施行に伴い、自治行政局の所掌事務の特例として行われる奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務の存続期限を令和11年3月31日まで延長した。

（令和6年4月1日）

（奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和6年政令第139号））

2 法務省

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の施行に伴い、矯正局の所掌事務のうち、補導処分に関する事務を削除した。

また、保護局の所掌事務のうち、婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整に関する事務を削除した。

（令和6年4月1日）

（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第163号））

- (2) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和5年法律第56号）の施行に伴い、出入国在留管理庁出入国管理部の所掌事務のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第61条の2の2第1項及び第2項の規定による在留の許可、同条第5項の規定による許可の取消し並びに入管法第61条の2の4第1項の規定による仮滞在の許可に関する事務を、入管法第61条の2の2第1項の規定による在留の許可、同条第4項の規定による許可の取消し並びに入

管法第61条の2の4第1項の規定による仮滞在の許可及び入管法第61条の2の5第1項の規定による在留資格の取得の許可に関する事務に改めた。

(令和6年6月10日)

(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和6年政令第197号))

3 外務省

外務省の所掌事務の的確な遂行を図るため、総合外交政策局の所掌事務に、諸外国の安全保障上の能力強化等に係る協力及び国際平和協力(国際連合その他の国際機関の活動に係るものに限る。)に係る外交政策に関する事務を追加した。

(令和6年8月1日)

(外務省組織令の一部を改正する政令(令和6年政令第234号))

4 財務省

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、大臣官房の所掌事務の特例として行われる独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する事務の存続期限を令和11年3月31日まで延長した。

(令和6年4月1日)

(奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和6年政令第139号))

5 文部科学省

- (1) 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)の施行に伴い、中央教育審議会の所掌事務に、同法第15条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する事務を追加した。

(令和6年4月1日)

(日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行令(令和5年政令第327号))

- (2) 文部科学省の所掌事務の的確な遂行を図るため、総合教育政策局の所掌事務に、外国人に対する日本語教育に関する事務(外交政策に係るもの及び高等教育局の所掌に属するものを除く。)を追加した。

(令和6年4月1日)

(文部科学省組織令の一部を改正する政令(令和6年政令第88号))

6 厚生労働省

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、社会・援護局の所掌事務のうち、要保護女子(売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第3項に規定する要保護女子をいう。)の保護更生に関する事務を、困難な問題を抱える女性への

支援に関する法律の規定による困難な問題を抱える女性の支援に関する事務に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定による被害者の保護（婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の行うものに限る。）に関する事務を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による被害者の保護（女性相談支援センター、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条第1項に規定する女性相談支援員及び同法第12条第1項に規定する女性自立支援施設の行うものに限る。）に関する事務に改めた。

（令和6年4月1日）

（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第163号））

- (2) 厚生労働省の所掌事務の的確な遂行を図るため、政策統括官の職務のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第12条の規定による保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供に関する事務を大臣官房に移行した。

（令和6年4月1日）

（厚生労働省組織令の一部を改正する政令（令和6年政令第89号））

- (3) 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の施行に伴い、健康・生活衛生局の所掌事務のうち、水道に関する事務並びに栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用に供する食品に関する事務（公衆衛生の向上及び増進に関することに限る。）を削除した。

（令和6年4月1日）

（生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号））

7 農林水産省

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、農村振興局の所掌事務の特例として行われる奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務の存続期限を令和11年3月31日まで延長した。

（令和6年4月1日）

（奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和6年政令第139号））

8 経済産業省

経済産業省の所掌事務の的確な遂行を図るため、商務情報政策局の所掌事務のうち、火薬類の取締り、高圧ガスの保安、鉱山における保安その他の所掌に係る保安の確保に関する事務等を、経済産業政策局の所掌事務のうち、経済産業局及び沖縄総合事

務局の所掌事務（沖縄総合事務局にあっては、経済産業局において所掌することとされている事務に限る。）の運営に関する総合的監督に関する事務等を、製造産業局の所掌事務のうち、化学物質の管理に関する経済産業省の所掌に係る事務を大臣官房に移行した。

また、通商政策局通商機構部に通商経済上の地域協力に関する協定又は取決めの実施に関する事務等を追加するとともに、同部の名称を国際経済部に改めた。

また、貿易経済協力局の所掌事務に、経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務を追加した。また、同局の所掌事務のうち、経済産業省の所掌に係る事業の海外事業活動に関する事務等を経済産業政策局に、貿易保険に関する事務等を通商政策局に移行するとともに、同局の所掌事務及び貿易経済協力局貿易管理部の所掌事務について所要の規定整備を行った。また、貿易経済協力局の名称を貿易経済安全保障局に改めた。

また、産業技術環境局の所掌事務に、経済産業省の所掌に係るイノベーションの創出に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務等を追加するとともに、同局の名称をイノベーション・環境局に改めた。

また、製造産業局の所掌事務について所要の規定整備を行った。

また、商務情報政策局の所掌事務に、伝統的工芸品（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条第1項の規定による指定を受けた工芸品をいう。）の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務等を追加するとともに、商務情報政策局の所掌事務のうち、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の施行に関する事務をイノベーション・環境局に移行した。また、イノベーション・環境局の所掌事務について所要の規定整備を行った。

また、資源エネルギー庁資源・燃料部の所掌事務のうち、鉱物及びその製品並びにこれらに類するもの並びに非鉄金属の輸出、輸入、生産、流通及び消費（農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整に関する事務（製造産業局及び電力・ガス事業部の所掌に属するものを除く。）を、石油、可燃性天然ガス、石炭及び亜炭並びにこれらの製品並びにこれらに類するものの輸出、輸入、生産、流通及び消費（農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整に関する事務に改めた。

また、中小企業庁事業環境部の所掌事務に、中小企業の経営の承継の円滑化に関する事務を追加するとともに、同部の所掌事務のうち、中小企業の経営の安定に関する事務等を同庁経営支援部に移行した。また、同庁経営支援部の所掌事務について所要の規定整備を行った。

（令和6年7月1日）

（経済産業省組織令及び産業構造審議会令の一部を改正する政令（令和6年政令第235号））

9 国土交通省

- (1) 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水管理・国土保全局下水道部を廃止するとともに、同局の所掌事務に、水道に関す

ることその他人の飲用に供する水の利用に関する事務を追加した。

(令和6年4月1日)

(生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第102号))

- (2) 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、国土政策局の所掌事務の特例として行われる奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務、奄美群島振興開発計画(奄美群島振興開発特別措置法第5条第1項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。)に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関する事務、独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関する事務並びに小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島をいう。)の総合的な振興及び開発に関する事務の存続期限を令和11年3月31日まで延長した。

(令和6年4月1日)

(奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和6年政令第139号))

- (3) 国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、国土政策局の所掌事務のうち、国土調査に関する事務(不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。)を不動産・建設経済局に、首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関する事務(都市局の所掌に属するものを除く。)を都市局に移行した。

また、政策統括官の職務のうち、国会等の移転(国会等の移転に関する法律(平成4年法律第109号)第1条に規定する国会等の移転をいう。)に係る総合的な政策の企画及び立案に関する調整に関する事務を国土政策局に移行した。

(令和6年7月1日)

(国土交通省組織令の一部を改正する政令(令和6年政令第236号))

10 環境省

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水・大気環境局の所掌事務に、環境の保全の観点からの水道水その他人の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置に関する基準等の策定並びに当該保全及び措置に関する規制(水を供給する者に対するものを除く。)の実施に関する事務を追加した。

(令和6年4月1日)

(生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第102号))

11 防衛省

防衛省の所掌事務の的確な遂行を図るため、防衛人事審議会の所掌事務のうち、自

衛隊法（昭和29年法律第165号）第31条第5項の規定により防衛大臣が定めることとされている隊員の人事管理に関する基準のうち隊員の能率に関するものについて調査審議し、及びこれに関し、必要に応じ防衛大臣に対して意見を述べる事務を、自衛隊法第31条第5項の規定により防衛大臣が定めることとされている隊員の人事管理に関する基準について調査審議し、及びこれに関し、必要に応じ防衛大臣に対して意見を述べる事務に改めた。

（令和6年4月1日）

（防衛省組織令の一部を改正する政令（令和6年政令第95号））